

⌚ 2017/9/6 20:46 神戸新聞NEXT

■性同一性障害者の胸触る 男に罰金30万円

[ツイート](#)[おすすめ 77](#)[シェア](#)[印刷](#)

神戸地裁＝神戸市中央区橋通2

[+ 拡大](#)

性同一性障害（GID）の診断を受け、女性として生活する男性の胸を触ったとして、兵庫県迷惑防止条例違反の罪に問われた神戸市須磨区の会社員の男（53）の判決公判が6日、神戸地裁であった。市原志都裁判官は罰金30万円（求刑罰金30万円）を言い渡した。

判決によると、男は昨年3月13日午前1時ごろ、同区の飲食店で、GIDの診断を受け女性として暮らす男性＝当時

（46）＝の胸を服の上から触った。

男は公判で「男性の胸を触る理由も動機もない」などと無罪を主張。弁護側は、男性が店内にいた知人にその場で被害を訴えていなかった点などを踏まえ、男性の供述が不合理であるなどとしていた。

市原裁判官は判決で、「男性から『女性ホルモンの注射をして胸も膨らんでいる』と言われ、からかうような意味を込めて胸を触ったとしても不自然ではない」と指摘。男性が知人に被害を伝えなかった点は、「GIDの男性が胸を触られたことが犯罪に当たるのか分からぬ中、被害を訴えなかった心情は十分理解できる」と述べた。

男性は昨年4月に須磨署に被害を相談。同署は男を書類送検し、神戸地検が昨年12月に同条例違反罪で在宅起訴した。関係者によると、GIDにより戸籍と異なる性で生活する人を被害者とし、同条例違反罪で立件するのは珍しいという。

GID学会理事長の中塚幹也・岡山大大学院教授は「男性の心情面まで理解した判決。痴漢やわいせつ被害を訴えられないGIDの患者がいるという実情をとらえた点も評価できる」と話した。